

○講習及び免許の効力の停止等の期間の短縮に関する規程

昭和47年5月9日

公安委員会規程第2号

改正 平成29年3月10日公安委員会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定による免許の保留、免許の効力の停止及び自動車等の運転の禁止（以下「免許の停止等」という。）の処分を受けた者に対する法第108条の2第1項第3号の規定に基づく講習（以下「処分者講習」という。）及び法第103条第10項の規定に基づく免許の停止等の期間の短縮に関し必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6、10.9公委規程8、21.5公委規程1〕

(受講者の範囲)

第2条 処分者講習は、次の各号の一に該当し、佐賀県道路交通法施行細則（昭和38年佐賀県公安委員会規則第3号）第23条の規定により講習の申し出をした者に対して行うものとする。

- (1) 法第90条第1項ただし書の規定に基づき免許の保留処分を受けた者
- (2) 法第90条第5項及び第7項の規定に基づき免許の効力の停止処分を受けた者
- (3) 法第103条第1項及び第4項の規定に基づき免許の効力の停止処分を受けた者
- (4) 法第107条の5第1項の規定に基づき自動車等の運転の禁止処分を受けた者

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6、10.9公委規程8、21.5公委規程1〕

(講習の場所)

第3条 処分者講習は、公安委員会が講習等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるものに、委託して行うものとする。

2 前項の処分者講習は、運転免許センターにおいて行うものとする。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6〕、全部改正〔平成10.9公委規程8〕

(講習の期間等)

第4条 処分者講習は、免許の停止等の期間の長短又は免許の停止等の理由に応じ、講習区分および講習期間等基準表（別表第1）に従い、講習区分ごとに行うものとする。ただし、2以上の区分の講習を同時に行うことができる。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6〕

(講習の科目)

第5条 処分者講習は、講習区分又は免許の停止等の理由に応じ、次の科目について行うものとする。

- (1) 道路交通の現状及び交通事故の実態
- (2) 運転者としての資質の向上に関すること。
- (3) 自動車等の運転に必要な知識
- (4) 自動車等の運転について必要な技能及び運転適性

2 処分者講習の実施内容は、処分者講習カリキュラム(別表第2)に定めるところによる。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6、10.9公委規程8、25.10公委規程2〕

(考査)

第6条 講習効果の向上と免許の停止等の期間の短縮の適正を図るため、受講者に対し考査を行うものとする。

2 考査の種類、考査を行う時期、考査の科目及び考査の方法は、考査科目等基準表(別表第3)に定めるところによる。ただし、考査は講習区分に応じて、その一部を行わないことができる。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6、10.9公委規程8〕

(免許の停止等の期間の短縮)

第7条 講習の全部を終了した者に対しては、免許の停止等期間短縮基準表(別表第4)に定めるところにより、免許の停止等の期間を短縮するものとする。

2 前項の規定に基づく免許の停止等の期間の短縮は、免許の停止等期間短縮通知書(様式第1号)を交付して行う。

本条…一部改正〔平成6.5公委規程6、10.9公委規程8〕

(委任)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

本条…一部改正〔平成25.10公委規程2〕

附 則

1 この規程は、昭和47年4月1日から適用する。

2 免許の保留、免許の停止または自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施方法、講習科目、考査および処分期間の短縮の基準に関する規程(昭和40年佐賀県公安委員会規程第3号)は、廃止する。

附 則(平成6年5月10日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成10年 9 月 9 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成10年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年10月31日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 5 月30日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月10日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成29年 3 月12日から施行する。

別表第 1

講習区分および講習期間等基準表

講習を受ける者の区分	講習区分及び課程	講習実施日	講習時間	備考
免許の停止等の期間が40日未満の者	短期講習 一般学級	水曜日、木曜日又は金曜日の1日間	6時間	1 一般学級は、特別学級に該当する者以外の者を対象として行うものをいう。 2 特別学級は、少年法の適用を受ける少年、自動車等の運転について運転技能の未熟その他片寄った欠陥が認められる者、違反行為の常習性が著しい者、酒酔い運転の違反行為をした者等を対象として行うものをいう。
	特別学級			
免許の停止等の期間が40日以上90日未満の者	中期講習 一般学級 特別学級	月曜日及び火曜日の2日間	10時間	
免許の停止等の期間が90日以上の者	長期講習 一般学級 特別学級	月曜日及び火曜日の2日間	12時間	

別表第 2

本表…追加〔平成10.9公委規程 8〕、全部改正〔平成25.10公委規程 2、26.5公委規程 1〕、本別表…一部改正〔平成29.3公委規程 1〕

処分者講習カリキュラム

処分者講習科目

1	道路交通の現状
2	交通事故の実態
3	運転者の社会的立場
4	安全運転の心構え
5	安全運転の基礎知識
6	道路交通法令の知識及び安全運転の方法
7	事件事例研究に基づく安全運転の方法
8	講習対象者別に必要な安全運転の知識
9	運転適性についての診断と指導①
10	運転適性についての診断と指導②
11	面接指導
12	考查

別表第3

本別表…一部改正〔平成6.5公委規程6〕、旧別表2…一部改正し繰下〔平成10.9公委規程8〕

考查科目等基準表

考查の種類	考查を行う時期	考查の科目	考查の方法
終了時考查	講習を終了したとき	1 道路交通の現状及び交通事故の実態	考查は、筆記方式により原則として正誤式の問題40問を20分間で行う。
再考查	講習期間の全部を終了した日以後の指定した日	2 運転者としての資質の向上に関すること。	
		3 自動車等の運転について必要な知識	
		4 自動車等の運転について必要な技能	
注 再考查は、終了時考查の成績が50%未満の者で、再考查の申し出をしたものに対して行う。			

別表第4

旧別表3…一部改正し繰下〔平成10.9公委規程8〕

免許の停止等期間短縮基準表

考查成績別短縮日数	考查成績
-----------	------

処分の区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の運転の禁止	短期講習	30	29	25	20
	中期講習	60	30	27	24
	長期講習	90	45	40	35
		120	60	50	40
		150	70	60	50
180	80	70	60		
免許の保留、 免許を与えた 後における免許の効力の停止	短期講習	39以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当る日数	処分日数の70%に当る日数
	中期講習	40～89	処分日数の50%	処分日数の45%	処分日数の40%
	長期講習	90～180	処分日数の45%	処分日数の40%	処分日数の35%
備考	<p>1 考查成績について、優は85%以上の成績、良は70%以上の成績、可は50%以上の成績とする。</p> <p>2 改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考查成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、考查成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。</p> <p>3 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>				

様式第1号

指令第 号

停止
運転免許保留期間短縮通知書
禁止

住所

市 町

郡 村

氏名 殿

講習を終了したことにより、運転免許の保留期間を 日間短縮し、
停止
禁止

年 月 日までの保留としたので通知します。
停止
禁止

年 月 日

佐賀県警察本部長

